

フードバンク食材の受給に関する合意文書

NO.

フードバンクお助けマン霧島（以下「甲」という）と〇〇〇（以下「乙」という）は、乙が甲から提供された食品（以下「提供食品」という）を受領、管理及び譲渡するにあたり、以下のとおり合意する。

1. 食品の提供

乙は、甲が提供する食品に対して転売しない事を約束する。

ブッシュ大統領が施行した「善きサマリア人法」に倣って無償で提供しています。

2. 提供食品の品質確保

乙は、食品衛生法その他関係する法令（消費期限又は賞味期限内であることを含む）する食品を期限内に消費するものとする。アレルギー等についても自己責任とする。

3. 責任の所在

(1) 提供段階及び消費期限、又は賞味期限までの提供食品の品質については、原則甲において品質保証するが、提供後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守については、乙の責任において管理する。

(2) 食品衛生上の問題については、提供前の原因によるものは甲の責任、提供後の原因によるものは乙の責任とする。

***米国には「ビルエマーソン食糧寄附法」がある。**

(提供した食品が事故を起こしても、故意でない限り、提供者は責任を問われない。)

4. 合意書の有効期間

本合意書の有効期間は、下記日付から満1年間とする。

なお、期間満了の1ヶ月前までに、当事者のいずれからも書面による契約満了の意思表示がない場合は、同一内容で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。

本合意の証として、本合意書2通を作成し、双方記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

2020年2月 日

(甲) フードバンクお助けマン霧島
霧島市隼人町内山田1-3-37
理事長：村上 光信

(乙)
住 所
代表者名